新たな行財政改革 取組シート

取組項目 外郭団体等の見直し

1 これまでの具体的取組内容

○ 外郭団体の役割

- ・ 外郭団体については、公的なサービスを、効率的な民間の経営手法を活かしながら実施 することで、機動的かつ弾力的な事業の実施を図り、県の多様な行政目的の確実かつ効果 的な達成をめざしています。
- ・ そのためには、県と外郭団体は各々の役割分担を明確にし、社会経済情勢の変化にも的 確に対応していくことが求められています。

○ 団体のあり方、事業見直しなど

- ・ 平成10年度の行政システム改革以降、12年度策定の「外郭団体改革方針2001」や14年度 策定の「三重県外郭団体改革方針」に基づき、団体の使命、役割など団体のあり方や事業 の見直しなどを行い、団体の統廃合、事業の整理縮小などを実施してきました。
- ・ また、平成10年度以降、県関与のあり方についても、知事等の役員離任や県職員派遣の 削減など人的関与を縮小、財政的支援については事業の検証を行い、必要なものについて は必要最小限の予算措置とするなど、見直しを進めてきています。

○ 団体経営評価等経営の安定化

・ 平成15年度以降は、「県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例」に基づき、 団体経営評価を実施し、経営課題に対する取組方針や団体の達成目標、経営状況等を明ら かにし、自律的で責任ある経営を促進するとともに、団体経営のリスクマネジメントとし て、資金運用基本指針策定や基本財産の取り崩しについてルール化を図っています。

【参考:「外郭団体」の定義】

法律上「外郭団体」の定義は存在しませんが、三重県を含む多数の自治体において、出資 比率等を基準として外郭団体を定義付け、県が一定の関与をしています。三重県においては、 上記「三重県外郭団体改革方針」の対象としている、次の団体を「外郭団体」と定義してい ます。

- ① 県出資比率25%以上の公益法人や株式会社などの団体
- ② 県出資比率25%未満で県が筆頭出資者である公益法人などの団体

2 これまでの取組を踏まえた現状の評価・課題

【強み】

- ・ 団体経営評価を継続的に実施することにより、団体運営における問題点を自ら把握し、それに対する方針を検討することで団体運営の改革・改善につなげるなど、団体の自律的な運営に寄与しています。
- ・ 一方、平成10年度以降、存在意義や事業の必要性が薄れた9団体を廃止、類似団体や同じ 分野の事業を行っている20団体を9団体に統合するなど、団体の見直しを進めてきました。

【弱み】

- ・ 「三重県外郭団体改革方針」策定後、およそ10年が経過するなかで、社会経済情勢の変化 も踏まえ、改めて、団体の目的や事業内容についての精査が必要と考えられます。
- ・ 公益法人制度改革などの制度的な変化も踏まえ、現行の団体への県関与が適切かどうかの 確認、県が関与すべき部分と団体に任せる部分の整理検討が求められています。

ご意見をいただきたいポイント

■ 見直しにあたっての視点

平成14年度の「三重県外郭団体改革方針」以降の社会経済情勢の変化を考慮して、外郭 団体等のあり方や県との関係を見直す場合、どのような視点で見直しを進めていくべきかに ついて、幅広く、ご意見をいただきたい。

【参考資料】

- 外郭団体一覧(平成23年9月1日現在)
- これまでの外郭団体等の見直しにおける視点
- 公益法人制度改革について
- 県の主要出資法人に係る経営状況等の審査及び評価の結果に関する報告書(平成23年9月)

三重県外郭団体一覧表(平成23年9月1日現在) ※資本金·基本財産等、県出資額、県出資割合については、平成23年4月1日現在の内容となります。

所管部		団 体 名	代表者	資本金· 基本財産等 (円)※	県出資額 (円)※	県出資 割合※	設立目的 ・ 事業内容等
政策部	1	伊勢鉄道(株)	代表取締役社長 猪俣 光博	36,000,000	144,000,000	40.0%	地方鉄道の運営
	2	(公財)国際環境技術移転センター	会 長 三田 敏雄	6,273,613,000	1,500,000,000	23.9%	地球環境保全に資する産業技術の研究開発、諸外国への移転
生活・文化部	3	(財)三重県労働福祉協会	理事長 仲 範和	22,000,000	5,000,000	22.7%	労働者の福祉・厚生・文化事業、勤労者福祉会館の管理運営
	4	(公財)三重県文化振興事業団	理事長 飯田 俊司	2,000,000,000	2,000,000,000	100.0%	芸術文化、生涯学習、男女共同参画社会づくり
	5	(財)三重県国際交流財団	理事長 内田 淳正	487,733,792	355,070,201	72.8%	国際交流に関する情報収集・提供、事業の企画・推進、日本語指導教材開発
	6	(株)三重データクラフト	代表取締役社長 姥 康博	50,000,000	19,500,000	39.0%	障害者の雇用促進、CADによる図面・データ作成
	7	(公財)三重県立美術館協力会	理事長 谷川 憲三	45,000,000	15,000,000	33.3%	美術に関する調査研究、美術館の事業活動への協力
	8	(財)国史跡斎宮跡保存協会	理事長 大和谷 正	108,798,200	50,000,000	46.0%	国史跡斎宮跡の保存・活用、歴史体験学習業務、斎宮歴史博物館受付業務
健康福祉部	9	(社福)三重県厚生事業団	理事長 宮村 由久	10,000,000	10,000,000	100.0%	知的障害者(児)施設の設置経営、三重県身体障害者総合福祉センターの管理経営
	10	(財)三重ボランティア基金	理事長 鈴木 英敬	766,165,127	300,000,000	39.2%	ボランティアの育成、活動助成、指導者教育
	11	(財)三重こどもわかもの育成財団	理事長 竹林 武一	410,260,000	260,000,000	63.4%	青少年・児童健全育成に関する啓発、地域活動、みえこどもの城の管理運営
	12	(財)三重県小動物施設管理公社	理事長 山口 和夫	10,000,000	10,000,000	100.0%	保健所が収容した小動物の回収・処分・保護・抑留
	13	(財)三重県救急医療情報センター	理事長 加藤 正彦	10,520,000	5,000,000	47.5%	最寄りの医療機関案内等、救急医療の情報提供
	14	(財)三重県生活衛生営業指導センター	理事長 小林 充	5,000,000	2,000,000	40.0%	生活環境衛生関係営業、衛生施設の維持、改善向上、経営相談等
環境 森林 部	15	(財)三重県環境保全事業団	理事長 油家 正	155,800,000	48,290,000	31.0%	産業廃棄物の最終処分、環境影響調査、水質検査、廃棄物処理センター事業
	16	(公社)三重県緑化推進協会	会 長 川喜田 久	330,887,850	135,202,148	40.9%	緑化推進、緑の募金
農水商工部	17	(財)三重県農林水産支援センター	理事長 中西 正明	2,701,000,000	2,251,000,000	83.3%	農林水産業の担い手確保、農家等の経営合理化、農村等の健全発展
	18	(株)三重県松阪食肉公社	代表取締役社長 山中 光茂	100,000,000	32,396,000	32.4%	食肉処理施設の管理運営
	19	(株)三重県四日市畜産公社	代表取締役社長 山中 正則	100,000,000	25,000,000	25.0%	食肉処理施設・食肉卸売市場の運営
	20	(社)三重県畜産協会	会長理事 小川 英雄	166,300,000	78,300,000	47.1%	畜産振興、畜産経営者・団体の運営指導、家畜・畜産物の価格安定
	21	(財)三重県産業支援センター	理事長 福井 信行	1,318,958,224	647,408,224	49.1%	新産業の創出、地域産業の振興、ベンチャー支援
	22	(財)三重県水産振興事業団	理事長 永富 洋一	2,892,860,650	1,490,000,000	51.5%	水産動物の種苗生産、栽培漁業の普及啓蒙、新水産技術の開発
	23	三重県信用保証協会	会 長 土橋 伸好	21,638,778,679	4,726,987,000	21.8%	中小企業者の金融円滑化のための債務保証
	24	(財)三重北勢地域地場産業振興センター	理事長 早川 勝彦	22,030,000	7,000,000	31.8%	地場産業の健全育成、地場産品のPR、販路拡大
	25	三重県漁業信用基金協会	理事長 坂 憲正	1,114,000,000	429,300,000	38.5%	中小漁業者の金融円滑化のための債務保証
	26	(社)三重県青果物価格安定基金協会	会長理事 小川 英雄	421,830,000	119,000,000	28.2%	青果物の価格安定、果実の計画生産・計画出荷の促進
	27	(財)三重県沿岸漁業者等海難救済基金協会	理事長 永富 洋一	4,400,000	10,000,000	22.7%	海難救済費・弔慰金の給付
県土整備部	28	三重県土地開発公社	理事長 髙杉 勲	5,200,000	5,200,000	100.0%	公有地の取得、造成、管理、処分
	29	三重県住宅供給公社	理事長 髙杉 勲	5,000,000	5,000,000	100.0%	住宅の分譲
	30	三重県道路公社	理事長 髙杉 勲	1,750,000,000	1,750,000,000	100.0%	有料道路の維持・管理・運営
	21	(財)三重県下水道公社	理事長 田岡 光生	56,000,000	28,000,000	50.0%	流域下水道の維持管理、下水道技術者の養成
	32	(公財)三重県建設技術センター	理事長 野田 素延	55,000,000	7,000,000	12.7%	土木建設に関する技術支援、技術研修
教育. 委員 会	33	(財)伊勢湾海洋スポーツセンター	理事長 前葉 泰幸	305,600,000	89,217,000	29.2%	ヨット教室、安全講習会、ヨットレース
	34	(財)三重県武道振興会	理事長 舟橋 裕幸	20,223,280	10,000,000	49.4%	武道の普及振興、三重武道館の維持管理
	35	(財)三重県体育協会	理事長 田中 敏夫	640,034,000	78,255,000	12.2%	アマチュアスポーツの統轄、県営鈴鹿スポーツガーデン・県営総合競技場等の管理運営
警察	36	(公財)暴力追放三重県民センター	理事長 渡部 邦夫	1,058,100,000	738,100,000	69.8%	暴力団員による不当行為に対する広報活動、相談活動、被害者救済

※(株)…株式会社、(財)…旧財団法人(特例民法法人)、(社)…旧社団法人(特例民法法人)、(公財)…公益財団法人、(公社)…公益社団法人、(社福)…社会福祉法人

これまでの外郭団体等の見直しにおける視点

〇行政システム改革(平成10年3月)

【見直しの視点】

- ・ 設置意義などが薄れている団体、民間企業と競合している団体については、整理縮小又 は再編を検討する。
- ・ 他の団体と目的・業務が類似しており、連携することによって、組織・運営の合理化が 図れる団体については、統合を検討する。
- 自立的な運営によることが適当と考えられる団体については、県関与の軽減を検討する。
- 各団体の業務について、時代の変化に対応してその内容や運営方法を見直す。

〇外郭団体改革2001基本方針(平成13年3月)

【見直しの視点】

- (1) 団体の使命、役割とその事業の見直し等 社会経済情勢等、時代の変革を踏まえ、団体の使命、役割や事業を見直すとともに、より効率的で効果的なサービスの提供を目指し、次の取組を行う。
 - 団体の廃止または事業の整理縮小
 - 県関与の廃止
 - 団体の統合
 - 使命、役割の転換
- (2) 経営マネジメント等に関する見直し 団体の自律的で責任ある経営を確立するため、次の取組を行う。
 - 運営改善の検討及び改革行動計画の策定
 - 経営者の権限強化及び責任の明確化
 - マネジメントサイクルの確立
 - ・ 県の団体に対する人的支援の見直し
 - 外郭団体への委託事業等に関する見直し
 - ・ 基本財産の効果的な運用
- 情報公開

〇三重県外郭団体改革方針(平成15年1月)

【見直しの視点】

- 基本財産等の運用に際してのリスクの増大への対処
- 補助金、委託費等の予算措置のあり方
- 運用利率の低下などによる財源減少に対する措置
- 県の人的関与の度合い
- 団体の経営マネジメントに関する意識高揚
- 改革に伴う団体役職員の処遇、団体幹部人事のあり方
- 外郭団体が実施している個々の事業の必要性及び当該団体が行う必要性
- 団体の運営や財務面でのリスクマネジメント

公益法人制度改革について

平成 23 年 10 月 3 日 総 務 部

1 制度改革の概要

(1)制度改革の趣旨

近年、我が国の社会・経済の中で民間非営利部門の活動の重要性が増してきているにも かかわらず、これまでの公益法人制度は明治以来抜本的な見直しが行われず、時代の流れ に対応しきれているとはいえない状況でした。そこで、民間が担う公益を社会・経済シス テムの中に積極的に位置付けるため、今回の公益法人制度改革が行われました。

(2) 新しい公益法人制度の創設

営利(剰余金の分配)を目的としない社団及び財団は、事業の公益性の有無にかかわらず、登記によって法人格を取得できる「一般社団法人・一般財団法人」の制度が創設されました。また、一般社団法人又は一般財団法人のうち公益目的事業を行うことを主たる目的としている法人は、行政庁の認定を受けて「公益社団法人」又は「公益財団法人」となることができることとなりました。

(3) 従来の公益法人からの移行

従来の公益法人(旧民法第34条法人)は、新制度の施行に伴い、自動的に従来と同様の法人である特例民法法人となっています。特例民法法人は、公益社団法人・公益財団法人又は一般社団法人・一般財団法人のいずれかに移行することを選択することができますが、移行に当たっては行政庁の認定又は認可が必要となります。

なお、平成20年12月1日から5年間の移行期間の終了(平成25年11月30日) までに移行申請を行わなかった場合等には、特例民法法人は解散したものとみなされます。

2 移行認定・認可の状況

平成23年9月1日現在で本県の外郭団体では、公益財団法人国際環境技術移転センター (国所管)、公益財団法人三重県文化振興事業団、公益財団法人三重県立美術館協力会、公益 社団法人三重県緑化推進協会、公益財団法人三重県建設技術センター及び公益財団法人暴力 追放三重県民センターの6法人が新公益法人に移行しています。

従来の公益法人等の新制度における選択肢

特例民法法人は公益社団(財団)法人または一般社団(財団)法人のいずれかに移行するという選択肢があります。また、一般社団(財団)法人に移行した後に公益認定を受けて公益社団(財団)法人を設立することができます。

また、法人格を持たない任意団体等も登記のみで法人格を取得し、一般社団(財団)法人を設立することができ、その後に公益認定を受けて公益社団(財団)法人を設立することができ

